

## 猟銃使用時における事故防止について

栃木県警察本部  
生活環境課

- 皆さんには、猟銃等に関する事件・事故を防止するために

「猟銃等」は殺傷用具としての機能を有し、犯罪に悪用される  
おそれがある危険なものを公安委員会から許可を受けて所持して  
いる自覚

を再認識し、以下の「猟銃等取扱い五原則」を実践し、事件・事故の防止  
に努めるようお願いします。



- 「猟銃等取扱い五原則」

- ・ 銃や火薬類は、常に自己の管理下に置くこと。
- ・ 銃口は、人のいる方向には絶対に向けないこと。
- ・ 実包の装填は、発射の直前までしないこと。
- ・ 薬室は、発射するとき以外は脱包して、必ず開放すること。
- ・ 銃は、酒気を帯びているとき等は手にしないこと。

- また、自動車の荷台等に猟銃を乗せたまま、自動車を発進させ、猟銃  
を遺失するようなことがないように

- ・ 猟銃等を車外等に放置しないこと。
- ・ 猟銃等を運搬する時は、覆いを被せるか容器に入れること。



を徹底し、猟銃等の事件・事故の未然防止に努めてください。